

志賀町臨時職員登録制度のご案内

町の臨時職員として働くことを希望する人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間などを登録してもらい、必要に応じて登録者の中から雇用条件に合う人を選考し、採用する制度です。

ただし、各業務の繁忙期や職員の育児休業などの場合、必要に応じて臨時職員を雇用するため、登録されても必ずしも雇用されるとは限りませんのでご了承ください。

- 1 登録条件
 - ① 登録を希望する職種に必要な資格免許などを取得していること
 - ② 職務遂行に支障のない良好な健康状態であること
- 2 登録手続
 - (1) 必要書類
 - ① 志賀町臨時職員登録申込書(志賀町役場総務課、富来支所に備え付けてあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。)※写真を貼付してください。
 - ② 資格が必要な職種に応募する場合は、資格証明書の写し
 - (2) 書類提出方法
 - ① 所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、志賀町役場(総務課)へ提出してください。
 - ② 郵送の場合は、封筒の表に「臨時職員登録申込書」と朱書きし、郵送してください。
- 3 登録を募集する職種及び資格要件等

| 職 種 | 勤務場所 勤務時間 | 業務内容 | 資格条件 |
|-------------|--------------------------------|---------------------|---|
| 一般事務補助員 | 役場、出先機関 8:30～17:30 | 資料作成、整理等の補助、データ入力業務 | 資格は問わないが、「ワード」・「エクセル」などパソコンの基本操作ができる人 |
| 介護認定訪問調査員 | 役 場 8:30～17:30 | 介護認定に係る訪問調査 | 保健師、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格および普通自動車免許を有する人 |
| 自動車運転手 | 役場・支所など 8:30～17:30 | マイクロバスの運転業務 | 自動車運転免許(大型一種または二種免許若しくは改正後の中型限定解除免許)を有する人 |
| 保 育 士 | 町内各保育園 8:30～17:15 | 保育業務 | 保育士資格を有する人 |
| 保育園調理員 | 町内各保育園 8:30～17:15 | 保育園の調理業務 | 調理師免許を有する人 |
| 調理補助員 | 学校給食共同調理場 8:15～17:15 | 学校給食の調理業務 | 資格は問わない |
| 図書館司書 | 町内図書館 8:30～17:30 | 町立図書館または富来図書館の受付業務 | 司書資格を有する人または経験のある人 |
| 看護師・准看護師 | 富来病院 8:30～17:30 | 看護師業務 | 看護師または准看護師免許を有する人 |
| 病院看護助手 | 富来病院 8:30～17:30 | 患者の看護(介護)業務 | ホームヘルパー2級の資格を有する人 |
| 保 健 師 | 役場、保健センター、町立病院など 8:30～17:30 | 特定検診、保健指導に係る保健指導業務 | 保健師資格を有する人 |
| 栄 養 士 | 役場、保健センター、町立病院など 8:30～17:30 | 特定保健指導に係る栄養指導業務 | 栄養士資格を有する人 |
| 医療事務補助員 | 富来病院または志賀クリニック 8:30～17:30 | 富来病院またはクリニックの受付事務 | 医療事務技能資格を有する人または経験のある人 |
| 診療報酬審査事務補助員 | 役 場 8:30～17:30 | 診療報酬の審査事務 | 医療報酬技能資格または経験のある人 |

(注) 勤務時間は標準的な勤務時間です。変則勤務になる場合があります。

- 4 登録受付期間 随時受付いたします。なお、登録完了のお知らせはいたしませんのでご了承ください。
- 5 登録有効期間 登録有効期間は、平成22年3月31日までです。
- 6 採用方法 臨時職員の雇用を必要とするときに、登録者の中から書類選考や面接などで選考し、勤務条件等を説明した上で採用します。
- 7 雇用期間 名簿の有効期間内の臨時的業務を必要とする期間です。(原則として6カ月以内です。6カ月延長の場合がありますが、最長で1年以内とします。)
- 8 そ の 他 詳細については、志賀町ホームページ、総務課に備え付けの「志賀町臨時職員登録制度のご案内」を参照、または総務課人事秘書担当までお問い合わせください。(☎ 32-9311 直通 町内IP 8-32-9311)

役場組織を改編し 《「係制」から「担当制」になります》

町では、業務の複雑化や人員削減などに対応するため、職員の有効活用と柔軟な組織運営を目的として、平成21年4月1日から、これまでの「係制」を廃止し、「担当制」を試行します。

※ Eメールは全て @town.shika.lg.jp をつけてください。
 ※ IP 電話からは電話番号の前に 8 をつけてください。

◆各課の担当名および電話番号・メールアドレス一覧◆

| 課名 | 電話番号 | Eメール | 担当名 | 課名 | 電話番号 | Eメール | 担当名 |
|---------|---------|----------------|----------|---------|----------|---------------|---------|
| 総務課 | 32-9311 | soumu | 人事秘書 | 生活安全課 | 32-9321 | seikatsuanzen | 住民安全 |
| | | | 総務行政 | | | | 生活環境 |
| 行政改革推進室 | 32-9311 | soumu | 行政改革推進 | 商工観光課 | 32-9341 | shokan | 商工観光 |
| 富来支所 | 42-1111 | togi-shisyo | 総合窓口 | | | | 企業誘致対策室 |
| | | | 産業建設 | 農林水産課 | 32-9221 | nourin | 農業振興 |
| 企画財政課 | 32-9331 | kizai-zaisei | 企画財政 | | | | 建設課 |
| 監理室 | 32-9230 | kizai-kanri | 財産監理 | 上下水道課 | 32-9241 | jyougesui | |
| 情報推進課 | 32-9261 | jyouhou | 情報推進 | | | | 会計課 |
| | | | | 税金 | 住民課 | 32-9121 | |
| 住民課 | 32-9141 | zeimu | 住民税 | 富来病院 | | | 42-1122 |
| | | | 固定資産税 | | 議会事務局 | 32-9270 | |
| 子育て支援課 | 32-9122 | kosodate | 納 税 | 学校教育課 | | | 32-9360 |
| | | | 戸籍住民窓口 | | 学校給食調理場 | 32-1298 | |
| 児童館 | 32-1724 | jidoukan | 児童福祉 | 生涯学習課 | | | 32-9350 |
| | | | 児童相談 | | 生涯学習センター | 32-2111 | |
| 堀松児童クラブ | 32-0384 | 児童館学ブ | 図書館 | 32-1740 | | | lib |
| 富来児童クラブ | 42-0054 | 児童ク | | | 富来図書館 | 42-2777 | |
| 健康福祉課 | 32-9131 | kenkou-fukushi | 高齢者障害 | スポーツ振興室 | | | 32-9350 |
| | | | 介護支援 | | 海洋センター | 42-8088 | |
| | | | 保健福祉センター | 32-0339 | | | 保 健 |
| 志賀クリニック | 32-5307 | 診療所デイケア | | | | | |



この春入学する第3子以降の子に

助成金を交付します

第3子以降の子が小学校・中学校・高等学校（18歳までに専門的な学校への入学含む）に入学する時に、その子を養育する人に10万円の助成金を交付します。
 （第3子以降の子1人当たりに対し、助成します）

■対象となる人：

- ① 左記の①②の要件をすべて満たす人です。
- ② 第3子以降の子を養育している人
- ③ 第3子以降の子が小学校入学時・中学校入学時・高等学校（各種学校）へ入学時の1年前から養育者および子が本町に住所を有し、かつ、生活実態がある人。

ただし、1年を経過しない人は本町に住所を有してから1年間本町に住所を有し、かつ、生活実態がある人

■助成の額：

- 第3子以降の子が小学校入学時10万円
- 第3子以降の子が中学校入学時10万円
- 第3子以降の子が高等学校（各種学校等）入学時10万円

■申請期限：

助成を受けようとする人は、第3子以降の子が入学した日から1カ月以内に下記申請先で手続きを行わなければなりません。
 ※5月7日に申請を締切る予定です。

■申請書類：

- ① 申請書
- ② 居住確約書
- ③ ①、②は役場窓口にあります。ホームページからダウンロードも出来ます。
- ④ 在学証明書または生徒手帳の写しなど（小中学生は不要）
- ⑤ 対象となる子が第3子以降と分かる戸籍の謄本
- ⑥ 世帯全員の住民票

■助成金の支払い：

申請後、交付決定通知および交付請求書がお手元に届きましたら、交付請求書に振込先を記入の上、左記まで提出してください。その後、振込みします。

【提出・申請・お問い合わせ先】

子育て支援課
 32-9122 (直通)
 町内IP 8-32-9122
 富来支所住民窓口
 42-1111 (代表)
 町内IP 8-42-1111



わが町の食育通信

No. 2

志賀町の食の現状を知ろう！

～食に関するアンケート調査の実施～

今日の朝ごはんは食べましたか？朝ごはんは、私達のカラダと脳を目覚めさせ、これから始まる一日の活動に欠かせない食事です。ところが、この大事な朝ごはんを食べない人が増え、食生活が大きく変化してきています。

志賀町では昨年度、保育園年長児、小学2年・5年生、中学2年生(計658人)を対象に、食に関するアンケート調査を実施しました。その結果、朝食欠食割合(朝食を食べない、時々食べない)は、表1のとおりでした。

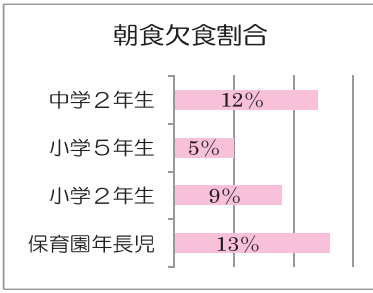


表 1

いずれも、いしかわ食育推進計画に記載されている、県の現

1月15日(木)志賀町文化ホールにおいて、「地域で広げよう！朝ごはんパワー!!」をテーマに、気な子ども達と「育てよう元地域ボランティアなど約130人が集まり『子ども食育地域ワークショップ』を開催しました。食に関するアンケート調査の結果を基に、講演や意見交換が行われました。講師は志賀中栄養教

◆みんなで考えよう!!
「子ども食育地域ワークショップ」開催

状況(幼児2%・小学生3%・中学生3%)を上回っています。近年では、朝食の欠食が及ぼす影響として、学習能力の低下、運動能力の低下などさまざまな事がわかってきています。また、全国的に見ても若い親世代の朝食欠食率が増加してきていることから、子どもの食習慣を見直すと同時に、大人も日頃の生活習慣を見直すことが必要になってきています。



★☆☆簡単朝食レシピの紹介★☆☆

《スパニッシュオムレット》

【材 料】(4人分)

- じゃがいも (1個)・玉ねぎ (1/2個)・ピーマン (2個)・ベーコン (2枚) 卵 (3個)・マヨネーズ (大さじ1) 牛乳 (大さじ2)・塩 (少々) 油 (適量)

【作り方】

- ①じゃがいもは、小さめのサイコロ切り。玉ねぎ・ピーマンは、あらめのみじん切り。ベーコンは、1cm程に切る。野菜は、耐熱皿に入れ、レンジで3分温める。
- ②卵を割りほぐし、マヨネーズ・牛乳を混ぜ合わせておく。
- ③フライパンに油を入れ、ベーコン、温めた野菜の順に軽く炒め、塩で少し味をつける。卵を流し入れて具とからめたら、ふたをして蒸し焼きにする。卵の表面が固まってきたら、ひっくり返して両面を焼けば完成☆☆

☆☆ポイント☆☆

ひっくり返す時には、いったんフライパンより大きめのお皿にひっくり返してから、フライパンにスライドさせて戻すと簡単です！



論の堀栄子先生で、「食事の大切さ」と題して講演が行われたほか「いどばた会」として、朝ごはんを食べない子供達を減らすために、地域や家庭で出来る事などについて、参加者の間で意見交換が行われました。

～参加者からのご意見版～
食生活の大切さを改めて考えさせられました。娘達にもしっかり伝えたい。
朝食の大切さは解っているが、あまりにも朝食抜きの多さに心が痛む。

三健康ニュース

麻疹・風疹の予防接種は早めに受けましょう！

2008年4月1日から5年間の期限付きで、麻疹・風疹の定期予防接種対象者に、第3期(中学1年生に相当する者)と第4期(高校3年生に相当する者)が追加されています。

はしか(麻疹)は感染力が大変強い感染症です。予防接種を受けたことがない人や、1回受けたことがある人も2回目の予防接種を受けましょう。

予防接種は、医療機関での個別接種になります。対象者であれば、無料で受けられます。(接種時期を過ぎたり前であれば全額自己負担になります)

- 【対象者】
- 第2期：平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ(年長児)
 - 第3期：平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ(中学1年生)
 - 第4期：平成3年4月2日～平成

4年4月1日生まれ(高校3年生) 接種期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日
できるだけ6月までに済ませましょう。

妊婦健診公費負担を拡大します

4月1日から、妊婦の安全な出産と健康な子どもの出生のために行っている妊婦一般健康診査の公費負担を現行の5回から14回に拡大します。

妊婦健診の助成拡大の対象は、平成21年4月1日以降に健診を受診予定の妊婦です。

受診票は母子健康手帳の交付時に発行します。なお、すでに交付されていた人で該当の人は4月以降は新しい受診票を持参の上、受診してください。

県外で里帰り出産をする人も同様の助成制度があります。
保健福祉センター ☎32-0339
町内IP 8-32-0339

今年度から人間ドック健診の内容が 大きく変わります！！

★特定健康診査と脳ドック検診を受けることができる人間ドックAコース（日帰り）と特定健康診査とがん検診を受けることができる人間ドックBコース（1泊2日）の2コースで、どちらかを選ぶことができます。

1. 申し込み資格

- ・国保加入者で40歳以上の人
- ・過去3年間に同制度を受けていない人
- ・国保税を完納している人
- ・国保加入期間が1年以上ある人
- ・当該年度において特定健康診査を受けていない人



2. 申し込み方法

- ・印鑑と国民健康保険証を持って、役場住民課または富来支所総合窓口までおいでください。

3. 主な検査項目と実施機関

★人間ドックAコース（65歳以下の人のみ）：特定健康診査＋脳ドック検診

料金 47,250 円のうち、**5,000 円**が自己負担となります。

★人間ドックBコース：特定健康診査＋腹部超音波検査、胃部内視鏡検査、S状結腸検査、乳がん・子宮がん検査（女性のみ）前立腺がん検査（男性のみ）、ブドウ糖負荷試験など。

料金 65,100 円のうち、**7,000 円**が自己負担となります。

【実施医療機関】

- ・町立富来病院、公立羽咋病院、公立能登総合病院の3医療機関です。

優良家庭報償事業についてのご案内！

志賀町国民健康保険では、国民健康保険の加入世帯で国保保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診が無く、特定健康診査の受診結果に「要医療」と判定されない世帯に記念品を授与します。



国保・後期高齢者医療制度の 保険税(料)特別徴収仮徴収のお知らせ

★次のいずれかの項目に当てはまる人は4月から特別徴収（年金天引き）となります

国民健康保険税

- ★現在、特別徴収により、国民健康保険税を納めている世帯
- ★国民健康保険被保険者が世帯主を含め65～74歳までの人で構成された世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給金の1/2を超えない人

後期高齢者医療保険料

- ★現在、特別徴収により、後期高齢者医療保険料を納入されている人
- ★平成20年10月1日までに75歳到達等により新規資格取得された人で、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額が年金受給金の1/2を超えない人（ただし、年金受給金額が年額18万円以上の人）

該当する人

現在、特別徴収により、国民健康保険税を納めている人へは『国民健康保険税特別徴収仮徴収額のお知らせ』を、新たに特別徴収対象者となった人へは『国民健康保険税特別徴収仮徴収額通知書』を3月末に送付しています。

現在、特別徴収により、後期高齢者医療保険料を納めている人へは『後期高齢者医療保険料特別徴収仮徴収額決定通知書』を、新たに特別徴収対象者となった人へは『後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書』が4月15日までにお手元に届きます。

保険税(料)を確実に納付できる人に限り、支払い方法を年金天引きから口座振替に変更できることになりました。（口座振替での支払いを希望する人は手続きが必要です）

ただし、これまでの納付状況などにより口座振替への変更が認められない場合がありますので、その場合はご相談ください。

【国民健康保険税】

税務課 国民健康保険税担当
電話 32-9142(直通)
IP電話 8-32-9142(直通)

【後期高齢者医療保険料】

住民課 後期高齢者医療担当
電話 32-9121(直通)
IP電話 8-32-9121(直通)

国民年金保険料 学生納付特例のご案内

平成21年度も「学生納付特例制度」を希望する人へ

平成21年度も、前年度と同じ学校に引き続き在学する人で、平成21年2月中に学生納付特例の承認が社会保険庁よりあった人については、学生納付特例申請が簡素化されます。

学生納付特例申請書(はがき形式)が送付されてきたら、4月中に提出してください。在学証明書、学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、平成21年2月以降に学生納付特例の承認を受けた人には、はがき形式の申請書は送付されませんので、再度、4月に在学証明書または学生証写しと印鑑を持参の上、住所地の市町村窓口で再申請をしてください。

また、在学する学校を変更した学生は、はがき方式の申請書による継続申請を行うことはできませんので注意してください。

◆手続・お問い合わせは

七尾社会保険事務所 0767-53-6511 住民課国保年金担当 32-9121(直通) 町内 IP 8-32-9121